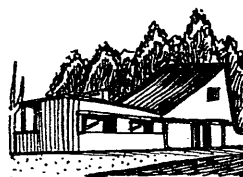


賃金支払税と給付水準

引上げ

by Dorothy S. Projector (アメリカ)



本稿では、1967年3月に下院財務委員会で
行なわれた公聴会に焦点を合せながら、老齡
・遺族・廃疾保険 OASDI による給付につい
て、実質的により高い給付の費用を賄なうた
めに考えられる諸問題の検討が示されてい
る。

老齡者に対する公的な所得保障制度の正し
い役割は、合衆国において引続き論争の種と
なっている。OASDI の法律に対する1967年
改正は、給付を上げたが、しかし、多くの
批判によれば、今後なお引続き改善が必要で
あるとされている。しかし、財源調達は大
きな問題を提起している。1967年における
下院財務委員会の公聴会で、議会で提出さ
れた問題

に対する態度は、再検討され、かつ発生した
諸問題は、意見を代表する主要な3つの観
点から討議されている。すなわち、それら
の観点は、財源調達に対する賃金支払税に
依存する伝統的な自給体制の継続、実質
的な給付引上げの財源調達に当てられる
一般歳入の使用、および、各人のもつ公
平にかんする問題である。これには、公
聴会の期間中に述べられた基本的な意見
が分析されている。これらの意見は、合
衆国および州の商工会議所、AFL-CIO
の全米保険業者協会、および全米ソシ
アル・ワーカー協会の各代表によって述
べられた。これらに加えて、社会保障庁
のために主席保険数理官が行なった研究
と、多数の Brookings Institution の
スタッフによって

行なわれた研究について、ある検討が加
えられた。これらのすべての意見と研究結
果は、以下の結論に併せて示されている。

OASDI は、拠出を支払う人びと、とくに、
若い労働者達が完全な価値をもつ反対給
付を受けないだろうという観点から、非難
されている。これに対して、次のような意
見もみられる。すなわち、新規加入者は
当初数年間こぼれ落ちる利益をなんら受
けないが、しかし、かれらは当人の拠出
によって、かれらが支払った金額以上の
価値を受取り、またその上に、実質的
収入の上昇についてもっともらしい仮定
を含めながら、現行制度による給付は、
拠出（使用者と被用者の双方による）に
対する反対給付について、4%の実質的
な利子率をもつことを十分に示すことが
できる。他の面から、使用者の拠出は、
全般的には OASDI に用いられていると
しなすことができる。公平の問題に対す
るこれらの回答は、この制度の財源が調
達される方法を考慮に入れていない。使
用者の拠出は、最終的には、主として
被用者と消費者によって生み出されてい
るこ

とが想起される。生産品・収入の間にはある控え目ではあるが、改善がみられるのに、しかし、所得階層のうち最低のグループによる生産品は、恐らく貧困な人びとにとってはきわめて魅力がないと主張されており、これら貧困な人びとは、社会保障による実質的な利子率が7%である場合にも、かれらに対する貯蓄の強制はほとんど正当化されないので、きわめて高い利子率でも借金しなければならないかも知れない。貧困追放戦争では、所得税をなんら支払えないと認められている4人家族で、年収2,500ドルの世帯に対する労使双方の賃金支払税10%を徴収することは、変則的である。賃金支払税は収入上限のために逆進的で、とくに、働らいている労働者は福祉による援助を少し差し引かれるので、かれらにとって、賃金支払税は重荷となっている。65歳における最終的な賃金支払日がやってきたとしても、強制的貯蓄のもつ重要性は、政策立案者にとって大いに魅力的であるかも知れないが、しかし、若い勤労者には魅力的でないだろう。拠出の最低は、ある適当な給付水準に対して拠行を支払うに十分なほ

ど引上げることが不可能であるが、または引上げるべきでないと主張されている。これは日常の消費に残された所得額が、不適切と思われるような高い比率で、若い人びとに貯蓄を強制することになると思われるからである。双方の主張は、多くの世帯にとって、生涯の所得が不十分であることを意味しており、双方ともより以上の所得再分配を勧告している。OASDIの制度で、財源調達是一般歳入を用いようとする各種の提案は、すべて逆進的租税を累進的な租税に代え、それによって、納税後の所得により多くの平等な再分配を行なうことを意味している。賃金支払税の代わりに一般歳入を用いることは、働らいている貧困な人びとに所得を再分配するであろう。何故ならば、かれらの税金は低いであろうし、あるいは、一般歳入と賃金支払税の組合せは、働らいている貧困な人びとに、より少ない所得を再分配すると思われるからである。給付の仕組みに対して加えられるより以上の改善は、財源調達方式に関係がなくても、老齢者、貧困な人びと、および貧困でない人びとに所得を再分配するであろう。

しかし、高い所得グループから低い所得グループに所得をさらに再分配することは、一般歳入でOASDIの制度の一部もしくはすべての財源を調達することにより、達成されるかどうかについて、大きな疑問がある。もし、給付の仕組みは変えられないが、しかし、一般歳入が賃金支払税と代えられるならば、貧困な若い人びと、老齢者、およびその他の人びとは利益をうけるが、貧困でない人びとは利益をうけないであろう。もし、一般歳入が最低給付をかなり上げるために用いられるならば、貧困な老齢者は利益をうけるが、貧困でない老齢者は利益をうけないであろう。したがって、OASDIの財源に対する一般歳入の採用は、各世帯を貧困から離脱させる効果的な方法ではない。貧困からの離脱はある改善された福祉制度もしくは国の所得を用いる財源を調達するために、一般歳入のうちある与えられた金額を用いることによって、より効果的に達成されるであろう。すなわち、所得をより以上に再分配させるニードを満たすために、追加として考えられる仕組

みを新しく創設する方向を採用する方が、よりすぐれている。国の租税のような制度については、大幅に異なる意見がみられるが、しかし、あるカテゴリー、とくに、貧困な高齢者を援助することが望ましいという点については、明らかに意見が一致している。この目的に対して、多数の国々には所得の維持について2つの仕組みを組合せた制度を採用してきたが、この制度は高齢者に最低保障を行なうことによって補足された所得関連方式の仕組みである。この制度は現在 OASDI で用いられている拠出・給付の仕組みを混乱させることなく、貧困な高齢者の所得引上げを可能とするであろう。次の2つのうちいずれかのタイプの制度は、所得関連方式の制度を補足する方向を与えられるであろう。これら2つの制度というのは包括的年金(ある年齢、廃疾、遺族の場合に、全居住者に所得調査を条件としないで支払される均一額年金)と、所得制限年金(所得調査を行なうが、資力調査を行なわない年金)である。これらの制度は双方とも他の工業国で採用されてきた。もし、収入の上昇で許された水準を超えて、代替の比率が増大

するならば、複合方式を目指す前述したような提案は、賃金支払税に考えられるよりもより大きな増額を求めるニードを、完全に除きはしないであろう。しかし、もし、最低給付の問題がそれほど強調されないのならば、必要とされる増額は、疑いもなく小さいであろう。もし、より強力な給付回収の関係が強められるならば、将来の受給者は、喜んでうけ

入れるよりもさらにより大きな比率の上昇をうけ入れるかも知れない。

Should the Payroll Tax Finance Higher Benefits under OASDI?, *Journal of Human Resources*, Vol. IV, No. 1, Winter 1969, pp. 60~75; No. 129, '69.

高齢者対策の研究と計画

Kari Salavuo (フィンランド)



本稿は高齢年金対策における研究の重要性にかんする論述である。

人口の年齢構成は多数の国々において変化を続けており、高齢者の比率は次第に増加する傾向を示している。総人口のうち最も年齢の高いグループは、他の年齢グループよりも

より一層急速に増大している。これは雇用をもたない退職した人びとへの年金支出と、扶養に対する大幅な増大を意味している。年金政策が依拠している基本原則は、稼得活動期間の消費水準を保証するある制度の方向に変化してきた。高齢者の世話では、重要性が増大しているが、この増大する重要性は施設を